

◆ 九番（今井光子）

高度化資金助成制度について、商工労働部長に質問します。

高度化資金助成制度は、中小企業が共同して行う経営体質の改善、環境変化への対応を図るための事業などを支援するために、コンサル面、資金面から助成する制度です。制度の特色は政策目的達成の助成制度であり、条件はほかに例を見ない長期低利です。指導と貸付けが一体的に運用され、事業団と都道府県が協調して助成を行います。一般的に中小企業向け金融制度は専門の金融機関が行っていますが、高度化資金は主として、行政機関である都道府県の窓口で行っています。各種税制の特例措置が受けられ、地価税の非課税や事業所税の非課税など九項目にもわたる特例があります。さらに市街化調整区域における特例措置など、まさに至れり尽くせりであります。多額の高度化資金を借りたにもかかわらず、ほとんど返済されていないところもあると聞いておりますが、これが事実だとすれば、貸し付けた県としての見通しの甘さや指導のあり方が問われる重大問題です。奈良県として同和対策の高度化資金の実態や返済状況、また返済が不可能になったときはどうなるのか、お伺いをしたいと思います。

◎ 商工労働部長（池田好紀）

九番今井議員の質問にお答えいたします。

私には二点ありまして、まず初めに、同和対策高度化資金貸付事業の実態、返済状況等についてでございます。

中小企業高度化資金は、中小企業者が共同して工場や店舗を集団で移転し、工場団地、卸団地を形成する集団化事業でございます。それ以外に商店街の活性化を図るために行う共同施設の設置等に対して、都道府県と中小企業総合事業団が協調して貸付けを行う制度であります。その効果としましては、中小企業の体質強化にとどまりませず公害対策や地域振興対策にも寄与していると考えております。このように政策目的の高い資金でありますことから、貸付け条件は長期低利に設定され、また、特別の法律に基づくものにつきましては無利子となっております。なお、貸付け条件については事業種類ごとに法令等に詳細に規定されております。また、貸付けに当たりましては事前に事業計画について専門的な立場から適切な診断、指導を行っているところでございます。お尋ねの高度化資金の実態等につきましては、制度が開始した昭和四十二年度から平成十二年度末までの県内の利用

状況は、貸付件数が百八十五件、貸付総額二百五十八億余りでございます。うち同和高度化分としましては三十三件、百八億円余りであります。また、平成十二年度末の返済残高でございますが、五十八億円余りでありまして、うち同和高度化分は四十三億円余りであります。昨今の社会経済情勢の大きな変化に伴いまして高度化事業も、実施する組合を取り巻きます環境も非常に厳しいものがあり、約定どおりの償還が困難となる場合もありますが、そうした場合は経営内容を検討し、中小企業総合事業団との協議により償還条件の変更を行うなど、適切な対応を図ってまいったところであります。なお、倒産などにより返済が不可能になった場合は、その経緯等も含め検討し、処理することになっておりまして、第一義的には高度化融資の政策的な意図に基づき再建策に主力を注ぐ考えであります。